○農地の賃借等収入簡易申告フローチャート○

スタート
令和6年中に農地の賃借料(未収の場合を含む)や農業収入(お米で受領した場合を含む)はありましたか？

いいえ → 簡易申告は不要です

はい ↓

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下ですか？
・65歳以上　年金収入130万円以下
・65歳未満　年金収入80万円以下

いいえ → 確定申告または町県民税申告が必要です
期間:令和7年2月14日(金)～3月17日(月)

・確定申告
(税務署、e-TAX、郵送)

・町県民税申告
(申告相談会場)

※詳しくは広報みさと1月号をご覧ください

はい ↓

所得控除(医療費、ふるさと納税、雑損など)を追加する申告をする予定はありますか？

はい → 確定申告または町県民税申告が必要です

いいえ ↓

農地等の賃借等の収入(※1)総額は20万円以下ですか？

※1　地代未収の場合は、契約金額を収入としてください。また、お米を受領した場合は、1袋(30㎏)9,500円として計算してください。

いいえ → 確定申告または町県民税申告が必要です

はい ↓

簡易申告が可能です